

文部科学大臣 下村 博文 様

要 望 書

旧緊急時避難準備区域における
損害賠償について

平成26年2月5日

福島県双葉郡広野町長 遠藤 智

福島県双葉郡川内村長 遠藤雄幸

東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から2年10か月余りが経過しましたが、原子力災害は今なお収束せず、いまだ多くの双葉郡の住民が厳しい避難生活を余儀なくされています。

双葉郡の復興を推進するに当たっては、双葉郡の広野町及び川内村が帰還を果たしていかなければなりません。

まず、住民の帰還を促進している広野町及び川内村の復興を加速させ、その復興の姿を双葉郡の住民に実感していただくことにより、双葉郡の住民の帰還につなげる必要がありますが、旧緊急時避難準備区域においては、賠償に関して避難指示区域との差があまりにも大きく、住民の間で心の分断が生まれている状況にあります。

双葉郡8町村が広域的な視点に立ち、新たな双葉郡の復興・再生に向け、政府与党として責任を持って積極的に対応していただく必要があることから、旧緊急時避難準備区域の賠償について、次のとおり要望いたします。

記

1 避難費用及び精神的損害賠償について

(1) 「相当期間」の始期の整合性

中間指針第四次追補において、避難費用及び精神的損害については、「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は避難指示区域については1年間を当面の目安とするとされていますが、その理由として、平成23年12月の原子力災害対策本部決定に基づき、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧した段階において、子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗を考慮して、県、市町村及び住民と十分な協議を行うこととなっていること等を考慮したとされています。

旧緊急時避難準備区域は、除染も進まず、インフラも生活関連サービスも復旧していない中で平成23年9月に区域が解除され、平成24年8月で精神的損害賠償が打ち切られており、賠償の考え方の整合性が取れないと考えられます。

については、旧緊急時避難準備区域においても、平成23年9月からではなく、広野町及び川内村それぞれの除染、インフラ復旧の段階から相当期間は賠償の対象とすることとし、遡って適用されるよう要望いたします。

(2) 「相当期間」の期間の整合性

(1) のとおり、中間指針第四次追補において、避難費用及び精

精神的損害については、「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は避難指示区域については1年間を当面の目安とするとされていますが、旧緊急時避難解除準備区域の精神的損害は平成23年9月の解除後から平成24年8月までの11か月となっていることから、相当期間の整合性が取れないと考えられます。

については、旧緊急時避難準備区域の解除後の相当期間は、少なくとも避難指示区域と同様の1年間とし、遡って適用するよう要望いたします。

また、旧緊急時避難準備区域における解除後の相当期間は、第二次追補決定時点での事情を前提に目安として示されたものであり、今後、その事情に変更が生じた場合は、実際の状況を考慮して柔軟に判断することが適切であるとされていたことから、状況によっては、第二次追補で示された相当期間の延長なども想定されるので、広野町及び川内村の実際の状況を考慮した上で、相当期間の延長を要望いたします。

2 財物賠償について

財物価値の喪失又は減少に対する賠償については、中間指針及び

中間指針第二次追補により、旧緊急時避難準備区域については賠償の対象外とされ、宅地・建物等の財物賠償については、住宅等の補修・清掃費用にかかる実費相当額のみが賠償の対象となったところであります。

さらに、旧緊急時避難準備区域は田畑賠償についても対象外とする考えが示されたところでありますが、田畑の市場価値の喪失・減少については、避難指示区域と同様に避難を余儀なくされたことに伴い、財物価値の一部が失われたと認められる状況であることから、旧緊急時避難準備区域も田畑賠償の対象とするよう実情に即した指針の見直しが必要であると考えられます。また、山林についても同様に、避難指示区域が全損扱いで旧緊急時避難準備区域は賠償の対象外というのは、実情を踏まえてみても著しく整合性が取れないと考えられます。

については、旧緊急時避難準備区域の田畑、山林も財物賠償の対象とするよう要望いたします。

3 早期帰還者の賠償について

政府は平成24年3月公表の「早期帰還・定住プラン」に、今後

指定が解除される避難指示解除準備区域の早期帰還者向けに新たな賠償を検討する考えを盛り込みました。

今般避難指示解除後（平成27年3月までに解除される地域対象）1年以内に帰還する住民1人当たり90万円の「早期帰還者賠償」を行う方針が決定されましたが、旧緊急時避難準備区域は現在のところ対象外となっています。

「早期帰還者賠償」は、道路や上下水道など社会基盤の復旧や医療機関、商業施設の再開が遅れ、事故前よりも遠距離の通勤・通学、通院、買い物を強いられる帰還者の生活費の増加分とされております。

旧緊急時避難準備区域では精神的損害賠償終了後に、通院交通費等の生活費の増加分として平成24年9月分から平成25年3月分までの賠償が支払われましたが、医療機関や商業施設が再開していないこと等に伴う帰還した住民の生活費の増加は現在も継続している状況であることから、住民帰還を加速させるためにも、帰還する住民が直面する生活費の増加分等の困難に着目した「早期帰還者賠償」は旧緊急時避難準備区域も対象とするよう要望いたします。

4 新たな賠償制度について

旧緊急時避難解除準備区域について、今回の早期帰還者の賠償のスキームの対象とすることが困難であれば、政策的対応として、旧緊急時避難準備区域の住民の生活再建の困難に着目した新たな賠償制度を構築することにより、広野町や川内村の住民の帰還を促進することが、避難指示区域の住民の帰還にも繋がると考えられますので、新たな賠償制度の構築を要望いたします。